

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「事業場」という。）に雇用され、部品に酸化被膜を施す加工業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日ほかに実施した事業場の歯科健診において歯の病変を指摘され、歯牙酸蝕症の疑いと所見を受け、平成〇年〇月〇日、C病院を受診したものの確定診断はなされず、平成〇年〇月〇日、D医院を受診したところ、「歯牙酸蝕症」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、請求人の歯の病変は事業場の硫酸を含む蒸気による歯牙酸蝕症であるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人が歯牙酸蝕症を発症し、これが業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

(1) 請求人は、業務で使用した硫酸による歯牙酸蝕症が原因で、抜歯及び義歯装着等の治療が必要になったと主張するところ、請求人の歯牙酸蝕症についての医学的見解は次のとおりである。

ア 歯科健康診査を行ったE歯科医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、「請求人の訴えだけでは酸蝕症との判断は難しく、現在歯の全てに脱灰があるわけではなく、酸蝕症なのかははっきりせず、全顎的に確定はできないが、歯牙数歯には酸に起因すると思われる症状も認められる。」と述べており、数歯は酸蝕症で説明可能な症状が認められるものの、全顎的には酸蝕症とは確定できないと判断している。

イ F歯科医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、「酸蝕症の好発部位である下顎前歯には異常がなく、健診で酸蝕症と言われたとのことで来院したが、積極的に酸蝕症とは断定できなかった。」と述べている。

ウ また、G歯科医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、「顕著な歯牙酸蝕症のエナメル質欠損は見当たらず、歯牙酸蝕症は前歯部、特に下顎前歯唇側面に好発するとされているが、歯が多く残存する下顎前歯部の口腔内写真からはその脱灰は認められず、上顎前歯は3歯残存するが、上顎右側2の近心唇側に軽度の脱灰を伴う着色が認められる程度で、それ以外には認められない。上顎右側臼歯部は写真からは酸蝕症とは診断できない。」と述べている。

エ 一方、H歯科医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、「全顎にわたり著しく多数の歯冠崩壊した歯牙が認められ、この加工会社に就業する平

成〇年以前に当院に来院した際、う蝕・歯周病が見られなかったこと、歯冠崩壊の進行スピードや程度が著しく速いことを鑑みると、硫酸による歯牙酸蝕症と診断される。」と述べている。

オ 当審査会としては、G歯科医師の上記意見は、好発部位を含めた口腔内の詳しい観察に基づくものであり、妥当なものと思料するところ、H歯科医師の診断根拠は、歯牙酸蝕症の好発部位等の現症の考察から診断されたものではないことから、業務に起因する歯牙酸蝕症と判断する医学的根拠に乏しいといわざるを得ない。

カ いずれの医学的見解においても、請求人の口腔状態は重度の歯周病との所見が示されているところ、特に、G歯科医師は前記意見書において、要旨、「現在、治療を受けている要抜去状態となった歯及びそれに伴う欠損補綴は重度の歯周病の結果であると考えられる。」と述べている。

(2) したがって、当審査会としても、請求人が従事した業務により歯牙酸蝕症が生じ、それが原因となり抜歯及び義歯装着等の治療を要することとなったとは認められないものと判断する。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。